

令和2年12月2日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和2年第4回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 1 3 2 号 令和 2 年度杵築市一般会計補正予算（第 9 号）
－ 補正予算書 1 ページ－
- 議案第 1 3 3 号 令和 2 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 4 号）
－ 補正予算書 9 ページ－
- 議案第 1 3 4 号 令和 2 年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
－ 補正予算書 13 ページ－
- 議案第 1 3 5 号 令和 2 年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
－ 補正予算書 17 ページ－
- 議案第 1 3 6 号 令和 2 年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
－ 補正予算書 21 ページ－
- 議案第 1 3 7 号 令和 2 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 2 号）
－ 補正予算書 23 ページ－
- 議案第 1 3 8 号 令和 2 年度杵築市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
－ 補正予算書 25 ページ－
- 議案第 1 3 9 号 令和 2 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第 2 号）
－ 補正予算書 27 ページ－
- 議案第 1 4 0 号 杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部改正について
－ 議案書 4 ページ－

- 議案第 1 4 1 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案書 7 ページ -
- 議案第 1 4 2 号 杵築市手話言語条例の制定について
- 議案書 9 ページ -
- 議案第 1 4 3 号 杵築市企業立地促進条例及び杵築市税特別措置条例の一部改正について
- 議案書 13 ページ -
- 議案第 1 4 4 号 杵築市東山香地区グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案書 16 ページ -
- 議案第 1 4 5 号 杵築市立石地区グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案書 18 ページ -
- 議案第 1 4 6 号 杵築市山浦地区グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案書 20 ページ -
- 議案第 1 4 7 号 杵築市向野地区グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案書 22 ページ -
- 議案第 1 4 8 号 杵築市地域活性化センターの指定管理者の指定について
- 議案書 24 ページ -
- 議案第 1 4 9 号 杵築市堆肥化処理施設の指定管理者の指定について
- 議案書 26 ページ -

- 議案第 1 5 0 号 杵築市漁船漁業用作業保管施設の指定管理者の指定について - 議案書 28 ページ -
- 議案第 1 5 1 号 市営住宅等の指定管理者の指定について - 議案書 30 ページ -
- 議案第 1 5 2 号 市道の路線認定について - 議案書 32 ページ -
- 報告第 3 6 号 専決処分の報告について - 議案書 35 ページ -
- 報告第 3 7 号 専決処分の報告について - 議案書 38 ページ -

議案第140号

杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部改正に
ついて

杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和2年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正
する条例

杵築市ケーブルネットワーク施設条例（平成17年杵築市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中第15号を第18号とし、第12号から第14号までを3号ずつ繰り下げる。

第2条第11号中「保安器」の次に「又はV-ONU」を加え、同号を同条第14号とする。

第2条第10号中「タップオフ」の次に「又はクロージャー」を、「保安器」の次に「又はV-ONU」を加え、同号を同条第13号とする。

第2条第9号中「ケーブルモデム」の次に「、PI」を加え、同号を同条第12号とする。

第2条第8号を同条第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) PI 加入者宅の屋内コンセントに接続し、V-ONUへ同軸ケーブルを通して電源供給する機器をいう。

第2条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とする。

第2条第5号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) V-ONU 光ファイバーで送られる信号を映像用に変換する機器

第2条第4号中「タップオフ」の次に「又はクロージャー」を、「保安器」の次に「又はV-ONU」を加え、同号を同条第5号とする。

第2条第3号中「タップオフ」の次に「又はクロージャー」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) クロージャー 光通信ケーブルの接続や分配を行うための端子ボックスをいう。

第6条第3項中「ついては」の次に「、第11条第1項及び第2項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第9条第2項ただし書中「設置する保安器」の次に「又はV-ONU」を加え、「1個とし、2加入以上の申込みがあった場合は、保安器以降で分配するもの」を「原則1個」に改める。

第11条第1項中「施工は、」の次に「指定管理者及び」を加える。

第13条第1項中「タップオフ以降」を「保安器又はV-ONU以降」に改め、同項ただし書を削る。

第17条第1項中「移転し、又は」を「移転又は撤去により」に改め、同条第2項中「工事に要する費用は、」を「工事は指定業者が行うものとし、工事に要する費用は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第141号

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

第37条第1項中「）第27条」を「）第28条」に、「B型（同省令第27条）」を「B型（同省令第31条）」に、「C型（同省令第27条）」を「C型（同省令第33条）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 4 2 号

杵築市手話言語条例の制定について

杵築市手話言語条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市手話言語条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を用いて意見や気持ち、考えを視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活を送ってきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられました。手話に対する社会的認知と普及は進んでいません。

このような状況を踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進と手話の普及を地域で支え、ろう者やろう者と関わる人たちの願いである、手話を使って安心して暮らすことができる杵築市を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念、市の責務、市民及び事業者の役割並びに総合的かつ計画的な施策の推進について定めることにより、ろう者やろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し、心豊かに共に生きる地域社会を実現することを目的とします。

(基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話による円滑な意思疎通及び情報取得を実施する権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行わなければなりません。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、必要な施策を推進します。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、手話による意思疎通をはじめとするろう者への合理的配慮の提供に努めるものとします。

(施策の推進)

第6条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定により策定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定により策定する障害福祉計画において、次に掲げる施策を定め、総合的かつ計画的に推進するものとします。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関する施策
- (3) 手話による円滑な意思疎通の支援に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(災害時の措置)

第7条 市は、災害時において、ろう者に対し、手話をはじめと

する意思疎通の支援その他必要な措置を講じるよう努めるもの
とします。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める
こととします。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

議案第 1 4 3 号

杵築市企業立地促進条例及び杵築市税特別措置条例
の一部改正について

杵築市企業立地促進条例及び杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市企業立地促進条例及び杵築市税特別措置条例
の一部を改正する条例

(杵築市企業立地促進条例の一部改正)

第1条 杵築市企業立地促進条例（平成23年杵築市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中エを削り、オをエとする。

第5条第4号を削る。

第6条中「前条に掲げる奨励措置のうち」を「前条第1号の」に改める。

第8条中「市長は」の次に「、第5条第2号の設備投資額に対する助成として」を加え、「に要する設備投資額が5,000万円以上の」を「を行う」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、当該事業所の設置に伴い新たに取得した家屋及び償却資産に係る設備投資額（家屋の改修費を含む。）について準用する。この場合において、同項中「100分の50」とあるのは「100分の10」と、「3,000万円」とあるのは「2,000万円」と読み替えるものとする。

第9条中「市長は」の次に「、第5条第3号の新規雇用者に対する奨励として」を加える。

第10条を削る。

第11条中「第5条第2号、第3号及び第4号」を「第5条第2号及び第3号」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条第1号中「第11条」を「第10条」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第1項第3号中「第13条第2号」を「第12条第2号」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とし、

第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

(杵築市税特別措置条例の一部改正)

第2条 杵築市税特別措置条例（平成17年杵築市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「5年度」を「3年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の杵築市企業立地促進条例及び杵築市税特別措置条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定した立地企業について適用し、同日前に指定した立地企業については、なお従前の例による。

議案第144号

杵築市東山香地区グラウンドの指定管理者の指定について

次のとおり杵築市東山香地区グラウンドの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市東山香地区グラウンド
- 2 指定管理者となる団体の名称
東山香地区住民自治協議会
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市山香町大字広瀬 3 1 1 番地 8
- 4 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 4 5 号

杵築市立石地区グラウンドの指定管理者の指定について

次のとおり杵築市立石地区グラウンドの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市立石地区グラウンド
- 2 指定管理者となる団体の名称
立石地区グラウンド管理運営委員会
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市山香町大字立石 2 4 6 3 番地
- 4 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第146号

杵築市山浦地区グラウンドの指定管理者の指定について

次のとおり杵築市山浦地区グラウンドの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市山浦地区グラウンド
- 2 指定管理者となる団体の名称
山浦地区まちづくり推進協議会
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市山香町大字山浦 2 5 0 8 番地
- 4 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第147号

杵築市向野地区グラウンドの指定管理者の指定について

次のとおり杵築市向野地区グラウンドの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市向野地区グラウンド
- 2 指定管理者となる団体の名称
向野地区住民自治協議会
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市山香町大字向野 2 6 3 9 番地
- 4 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 4 8 号

杵築市地域活性化センターの指定管理者の指定について

次のとおり杵築市地域活性化センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市地域活性化センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益社団法人杵築市地域活性化センター
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市山香町大字内河野4085番地1
- 4 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第149号

杵築市堆肥化処理施設の指定管理者の指定について

次のとおり杵築市堆肥化処理施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市堆肥化处理施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益社団法人杵築市地域活性化センター
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市山香町大字内河野4085番地1
- 4 指定の期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第150号

杵築市漁船漁業用作業保管施設の指定管理者の指定
について

次のとおり杵築市漁船漁業用作業保管施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市漁船漁業用作業保管施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
大分県漁業協同組合
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県大分市府内町3丁目5番7号
- 4 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 151 号

市営住宅等の指定管理者の指定について

次のとおり市営住宅等の指定管理者を指定することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の
規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 公の施設の名称

- (1) 松葉台住宅
- (2) 下原団地
- (3) 若宮第2団地
- (4) 俣水第2団地
- (5) 杳掛第2団地
- (6) さつきヶ丘住宅
- (7) 上市住宅

2 指定管理者となる団体の名称

大分県住宅供給公社

3 指定管理者となる団体の住所

大分県大分市城崎町2丁目3番32号

4 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 1 5 2 号

市道の路線認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように認定する。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

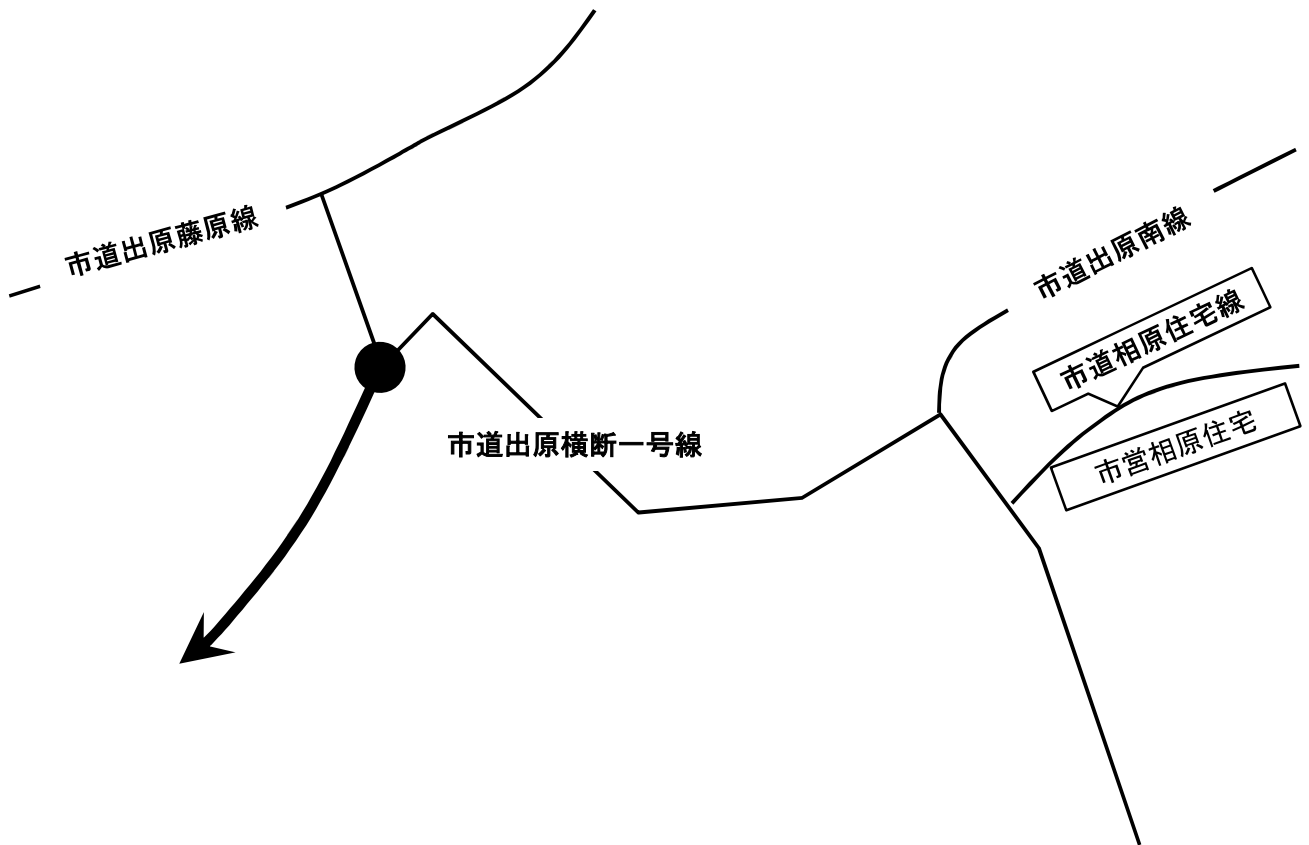
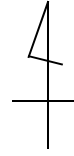
1 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
出原横断一 号支線	160.0	2.5～ 11.0	杵築市大字相原字西又 495 番 32 地先 杵築市大字相原字西又 495 番 35 地先	

認定

いでわらおうだんいちごうしせん
出原横断一号支線

L = 160.0m
W = 2.5m ~ 11.0m



報告第36号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

本市が管理する林道上で発生した物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年10月27日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償の相手方 住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
氏 名 ■■■■■■■■
住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
氏 名 ■■■■■■■■

2 事故発生年月日 令和2年8月16日

3 事故発生場所 杵築市山香町大字立石
林道 豊後高田山香線

4 事故原因・状況

相手方車両が上記の道路を走行中、アスファルト舗装が剥がれ発生していたくぼみに車両左前部の車輪がはまり、タイヤを損傷した。

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は40%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料254,851円の40%である101,940円を支払う。

報告第 37 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 12 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

として、相手方車両の修繕料420,000円、代車代300,300円の合計金額720,300円を支払う。

